

令和8(2026)年度児童福祉施設等指導監査実施方針

1 目的

児童福祉施設等の適正な運営の確保と業務実施水準の向上を図ることにより、利用者の福祉の向上に資することを目的として実施する。

2 対象

- (1) 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設
- (2) 指定保育士養成施設
- (3) (1)に係る学校法人

3 実施方針

(1) 一般指導監査

児童福祉施設に対する一般監査については、児童福祉法施行令第38条の規定に基づき、原則として、年に1回実地を実施するほか、同施設以外の(1)の施設についてもこれに準じて行うものとする。

ただし、前回の指導監査の結果等を踏まえ、実施時期の延期、書面による監査など弾力的な対応を図ることができるものとし、また、(2)及び(3)の施設については、必要に応じて実施するものとする。

なお、実施にあたっては、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を行うものとする。

(2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に随時行うものとする。

なお、必要に応じ、通知(予告)をしないで実施することがある。

- ア 施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる事由があるとき
- イ 最低基準違反があると疑うに足りる事由があるとき
- ウ 度重なる一般指導監査によっても指示した事項については是正改善がみられないとき
- エ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき
- オ 死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれのある情報が得られたとき

4 重点事項

昨年度までの指導監査結果を踏まえ、次のとおり特に確認すべき事項を定める。

(1) 適切な利用者処遇の確保

- ア 虐待及び不適切保育の防止に関する取組
- イ 定期健康診断等による適切な健康管理

(2) 安全管理の徹底

- ア 安全計画に基づく研修・訓練の実施
- イ 登園や園外活動時の人数確認及び職員間の情報共有の取組
- ウ 事故発生時の緊急連絡体制の整備、再発防止策の構築

(3) 防災・防犯対策の充実強化

- ア 非常災害対策計画の策定、計画の職員への周知、計画の実効性の確保、訓練の実施
- イ 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、緊急時の対応体制の構築
- ウ 消火訓練の実施

(4) 質の確保・向上

- ア 自己評価の実施